

# 人材紹介基本契約書

\_\_\_\_\_（以下、甲という）と\_\_\_\_\_シフト福岡支店（以下、乙という）とは甲の人材採用に関し、下記のとおり甲が乙に人材の紹介を依頼する契約を締結する。

## 第一条（業務内容）

乙は、甲の諸条件に人材紹介、及び採用に関するコンサルティング業務を行うものとする。

## 第二条（資料の提供）

甲は、乙に対し、乙の要請に従い、本件業務の遂行に必要な資料及び情報の提供を行うものとする。

## 第三条（採用の決定と通知）

甲は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定した場合、乙に対し、直ちに当該採用決定の事実及び労働条件明示書の内容を書面、FAX、又はメールにより通知しなければならない。

## 第四条（紹介手数料の発生）

人材紹介手数料（以下紹介手数料）は、乙の人材紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、当該人材（以下採用決定者という）が甲に入社意思を書面にて提示した段階で発生する。採用決定者が入社意思を書面にて示したにもかかわらず、甲への入社に至らなかった場合には、当該紹介料は発生しないものとし、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

## 第五条（紹介手数料の請求、支払い及び手数料額）

乙は、本件紹介手数料の発生した日の属する月の末営業日付で、甲に対し、紹介手数料の支払いを請求する。

甲は、乙に対し、前項の請求を行った日の属する月の翌月の末日までに、乙が指定した銀行口座へ振り込む方法により支払うものとする。

紹介手数料等の詳細については、別途覚書書取り交わすものとする。

## 第六条（紹介手数料の返還）

期間の定めのない採用決定者が甲に入社後、自己都合により3ヶ月以内に退社した場合、乙は甲に次のとおり紹介手数料を採用決定者の退職日の属する月の翌月末日までに、返還することとする。

- ・入社後1ヶ月以内に退社・・・紹介手数料の 50%
- ・入社後2か月以内に退社・・・紹介手数料の 30%
- ・入社後3ヶ月以内に退社・・・紹介手数料の 10%

但し、甲の採用決定者に対する労働条件が採用決定時の労働条件明示書と著しくことなることによる退社の場合、又は甲の都合による退社（解雇）はこの限りではない。

## 第七条（守秘義務）

甲及び乙は、それぞれ、本契約の締結又は履行に際して知り得た情報に関して守秘義務を負うものとする。また、本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。

## 第八条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの一年間とする。  
但し、期間満了の一ヶ月前までに、甲又は乙から相手方に対し、契約内容の変更又は契約を更新しない旨の書面による通知が無い場合は、本契約は同内容にて1年単位で自動更新するものとする。

## 第九条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙双方はその都度、誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約成立の証として、甲乙は本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

福岡市博多区博多駅東2丁目4-30

いわきビル2階

株式会社シフト福岡支店

代表取締役 川野 誠一郎

Ⓜ

Ⓜ